

資料 1

学 校 規 模 適 正 化 と
「安全・安心な通学環境」

通学距離に関する基準等

(国の基準)

小学校：**4km**以内，中学校：**6km**以内

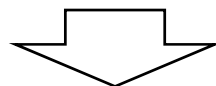
[義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第4条]

(福岡市の考え方)

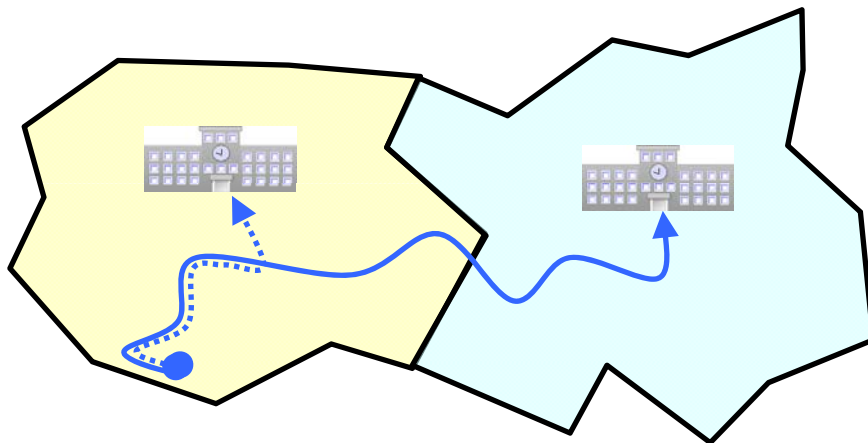
小学校：概ね**2km**以内，中学校：概ね**3km**以内

「安全・安心な通学環境」を議論する意義

学校規模適正化 ⇨ 統廃合や分離新設で校区が広くなったり，学校の位置が変わったりする。



安全・安心な通学路を確保するために，様々な手法を実践することが必要。



保護者の不安を解消するために

交通事故に遭う
可能性が高くなる
のではないかと？

子どもの身体的な
負担が大きくなる
のではないかと？

保護者

通学路が変わり、
歩行距離が長くなることに
様々な不安を感じる

通学時間が長くなり、
帰宅時間が遅くなる
のではないかと？

バス通学が必要となり、
経済的な負担が生じる
のではないかと？

「安全・安心な通学環境」を確保するための方策について、
保護者や子どもの目線で議論し、実行することが必要。